

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日（昭和四年四月十五日第三種郵便物認可）

目次
◇ 監査公告 昭和二十九年度に係る「各県税事務所」
定期監査の結果公表

公 告

◇ 鳥取県監査公告第百二十一号
地方自治法第九十九条の規定に基づき、昭和二十九年度に係る「各県税事務所」の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十年二月二十八日

鳥取県監査委員	加藤定治
同	角田健太郎
監査箇所	執行年月日
西部県税事務所	昭和三十年一月十一日
中部県税事務所	同 年一月十二日
東部県税事務所	同 年一月二十八日

県税事務所

監査委員	加藤定治
同	角田健太郎

監査概評

今回東、中、西部三県税事務所の昭和二十九年度にかかる定期監査を執行したのであるが、その結果不正、不当と目されるものもなく税務行政の第一線機関として業務を円滑に運営しているものと認めた。即ち、本年七月地方税法の一部改正によつて新税の創設、入場税の国税移管、事業税の課税方法変更等により形体的には簡素化

し、能率的になつた面があるが事務処理においてはむしろ困難をきたしてきた面が多い。特に県民税の指導督促の問題、入場税の滞納整理の問題、事業税中、国税控除の失格に対する自主的決定の問題等容易ならざるものがある。が、その賦課徴収事務は各所とも所長以下職員の内覚と努力により前年度に比し、それぞれ向上し従来指摘した事項も漸次改善されつつあることは眞に結構である。

なお、各所の共通的事項の、主なるものを掲げると、概ね次のとおりである。

一、賦課徴収状況について
昭和二十九年十二月末現在における県税賦課徴収状況は次表に示すとおり、課税総額五億五百二十四万円、前年同期に比較し二千六百四十七万余円増加し、これに対する徴収成績は収入済額三億五千四百四十二万余円(収入率七〇・一五%)で前年同期に比し四千八百九十五万余円上昇し二千二百四十八万余円増収となつているが、未収額一億五千六十六万余円あるので今後徴収確保に一層努力されたい。

科 目	調 定 額	收 入 済 額	欠 損 処 分	收 入 未 済 額	收 入 %	備 考
普 通 税	五〇三、四七〇、四〇〇	三三四、二九七、七七七	一三三、九九一	一六九、〇五八、八三三	七〇・四	
事 業 税	二九七、七六六、四九九	三三三、七〇七、一六七	六〇、四〇〇	六四〇、四八八、七三三	七六・五	
特 別 所 得 税	四七、七九七	三三〇、〇九四	一五、九六六	三二、一八四、七	三・一	
入 場 税	三〇、〇三三、八三八	一一七、五、〇〇一	三、一五六	一八三、三四、六八八	三九・〇	
遊 興 飲 食 税	六、八七六、四二一	三七、三三三、八三三	三三、九九四	三、三三二、七三六	六〇・〇	

自 動 車 税	三三、〇七六、五九〇	二五、八二一、四九三	九、三三三	七、五五、八四四	七六・〇	
飲 区 税	三、一六六、六九七	一、〇四六、一一〇	一	二、〇七〇、五八七	三三・六	
狩 猟 者 税	三三六、五九	五、一八六	一	一七三、三三三	三三・五	
臨 時 道 路 補 修 税	一、九三〇、九九	九六三、五九九	二、三〇〇	九六、二一〇	五〇・七	
県 民 税	六七、四九九、四六六	三八、四六〇、五七一	一	三六、九八八、八五五	五七・〇	
不 動 産 取 得 税	二、七六五、四五〇	一、一五五、八六六	一	一、六九九、五五四	四〇・〇	
娛 樂 施 設 税	四、八〇八、〇四四	四、一九〇、七六八	一	六、七、三六六	八七・三	
旧 法 に よ る 税	一、七七〇、四八	一三四、三六〇	三九、一一〇	一、〇七、〇五八	七・〇	
総 計	五〇五、三四一、〇八八	三五四、四三三、〇七七	一五、一一二	一五〇、六六五、八九〇	七〇・一	

二、課税の適正化について

課税の均衡、法人事業税等大口納税者に対する措置などについては前回監査の際に強く指摘したが、本年度は各所ともそれぞれ考究改善し、概ね適切に整理している。しかしながら国税対象による事業税賦課は比較的安易になつたが、国税控除失格に対するもの調

査等においては困難なものがあるので一層賦課の公正適確を期すべきである。

三、調定減額について

十二月末現在における調定減額は、事業税四百九十九万余円、自動車税四百三十万余円、県民税一百六十五万余円等、合計一千一百五十八万余円の多額に上つて

いるが、これは税法改正によつて法人事業税の中間申告制、或いは個人事業の課税標準外の所得を見込んだ誤賦課等の事由によるもので事情やむを得ないものと認めるが、今後の課税に正確を期し、減額に当つては特に慎重検討されたい。

四、滞納整理について

十二月末現在、県税滞納繰越額は六千三百二十万余円で、このうち徴收整理額は一千六百十二万余円(徴収率二五、五%)であつて、各所とも滞納整理については努力しているが、なお不振である。これは徴收確保上比較的徴収の容易な現年度分に重点を振り向けるためで、これは財政運営上からしても、かつ、また人事、組織の面からしても事情やむを得ないものがあるとは認めるが、繰越分の徴収を軽視することのないよう一層積極的努力を望む。

なお県税の滞納については根本的に考究すべきものと認めるので、当局は明確なる方針を各所に明示し、

強力に措置されたい。

五、滞納処分執行停止について

国税徴收法第十二条の適用による滞納整理処分執行停止に当つて一層慎重を期すべきであり、執行停止中のものに対しても放置することなく徴収に積極的熱意が必要である。即ち執行停止中の県税総額は二千一百三十万余円(昭和二十七年五百五十二万余円、昭和二十八年度一千五百七十八万余円)あり、その後の整理状況はほとんどその大半が未確定のまま等閑に附され、時効完成の時期の到来に委ねており、中には滞納者の移動、その他徴收上の事項が十分捕捉されないまま徴收不能として停止処分を行っているもの等が見受けられ本制度の運営上検討すべきものがあるので当局の善処を望む。

六、不納欠損処分について

不納欠損処分は十二月末現在十五万余円あり、すべて時効完成によるものであるが、いたづらに時効完成

をまつことのないよう留意されたい。

七、建物施設について

東部を除く中、西部事務所の庁舎の問題については両所とも非常に苦慮しており、税務行政第一線機関として早期に整備しなければならぬ重要性をもつているので当局の善処を望む。なお共通した悩みとして、適当な倉庫をもたないことにより差押物件の引揚を困難にする結果となり、かつ、また、その効果を稀薄にし、かえつて滞納を助長する逆作用もきいている傾向が見受けられるので、この点についても配慮された

5。

八、現金出納簿は現状に即して記帳すべきである。即ち各所とも引継簿等をもつて整理しているが、現金受払のつと整理すべきである。

西部県税事務所

昭和三十年一月十一日監査
監査委員 加藤 定 治

監査概況

一、十二月末日現在の賦課徴収状況は、課税総額二億七千九百九十七万余円で前年同期(一八四、八四万余円)に比較し二千三百二十二万余円増加し、徴収成績は収入済額一億五千一百七十二万余円、調定額に対する収入率は七二、九五%で前年同期(一一七、七四 万余円、収入率六三%)に比し九、三五%上昇し三千三百九十八万余円増収している。

納期内	三四、四六〇、五七二円
納期後	二一、三〇二、〇六五円
所員徴収	九五、九六三、五〇五円
合 計	一五一、七二六、一四八円

二、管内事業税納税対象者は約九、七〇〇人でその内国税控除対象のものは六割を占めているが、自主的決定による課税については他管内に比較して各種賦課基礎資料のしう、集に努めているけれども、その内容を検討すると、なお不十分な点があるので課税権衡の面から

して充分留意し遺憾のないよう一層努力されたい。なお、従来指摘した法人事業税等の整理については積極的に考究改善し整理していることは結構である。

三、旧法による法人事業税の課税未決繰越分七一六件の内四八〇件を処理し、残余の二三六件については年度内に整理の見透しをたてているようであったが早急処理されたい。なお改正法による法人事業税、中間申告納付に対する還付金の交付がおくれているものがあつたので、今後は迅速に還付するよう予算措置を講ぜられたい。

四、税法改正に伴い、法人事業税(中間申告)個人事業税(課税標準外の所得を見込んだ賦課)等の調定減額が多く、十二月末現在三百五十一万余円あるが毎年決算期において更に相当額減額している実情にかんがみ、減額に当つては慎重を期せられたい。

五、現年度分果税徴収率は七九、九四%であるが滞納繰越分二千七百十四万余円あり、これに対する徴収率は

二六、三八%で前年同期よりやや向上しているがなお不振につき一層努力されたい。また滞納処分執行停止したものが二十八年度までに一千五百七十八万余円あり、これについても等閑に附することのないよう留意されたい。

六、県民税の収入歩合は五八、二%であるが、町村中には手元保管し適期に送付しないものがあるので督励し収納確保に努められたい。

なお、指導督励に何等かの措置対策が必要と認められた。

七、差押公売状況は差押五九九件(二百三十九万余円)の中、八五件(四十九万余円)引上げ公売処分を行い僅か八万余円(滞納税額に対し一割六歩強で)その整理率は低調であつて不足額四十一万余円は執行停止処分としている。

中部果税事務所

昭和三十年一月十二日 監査

監査委員 加藤 定 治

監査概況

一、事業税の課税方法の改訂により国税徴収を基準とするものが一、三七五人自主決定による調査対象者二、八五一人(内一、三九七人賦課決定一、四五四人課税対象外)で課税事務にあつては相当軽減されたとは言へ経済状態の悪化に伴い零細業者が増昇し自主決定に至難の点が認められるが、本管内は特に国税事務との連絡調整を保ち公正、かつ、適正課税に努力していることは結構である。しかしながら調定減額が八十六万余円あり国税更正に伴うものが大半であるが、中には自主決定のもので減額しているものがあつたので、賦課に当つては課税基礎資料のし、集はもとより適正な課税を行うよう留意されたい。

二、直接税の中、法人事業税で旧法による未処理件数一

二三件を繰越しているが前年監査の指摘により専任職員も充実し一〇七件を整理したことは結構である。しかしながら残数十六件の税収確保は別として調査段階において遺漏なきよう留意し早期に整理すべきである。

三、十二月末現在における滞納整理状況は、未納繰越額九百八十余円あつて、その内整理額は四百五十万余円(徴収歩合四五、九二%)徴収整理され他所に比し相当滞納整理に努力しているものと認められたが、このほか前年度迄に国税徴収法第十二条に基き執行停止したものが二百十一万余円あるが、これらの整理については何等措置せず未確認のまま等閑に附されているので今後一層整理に努力をされたい。

四、入場税未納繰越額一百八十四万余の田中常設館のものについては、分納を認め整理しつつある中에서도大口分として元日本館分、九十六万余円は監査当時未解決のままであつたが、早期に解決し整理に努力された

5。

五、差押公売状況は差押九一件一百四十万余円の中三〇件(二十七万余円)引上げ公売処分を行い十一万余円(滞納税額に対し四割強)を滞納税額に充当しその不足額十五万余円徴収猶予、再徴収等の措置により整理してゐる。

六、徴収猶予は一〇五人、二百四十七万余円で猶予期間を定め、それぞれ徴収整理に努めているが、契約不履行者に対しては契約取消を行い、強制執行する等努力し、その整理状況は適当と認められた。

東部県税事務所

昭和三十年一月二十八日監査

監査委員 加藤 定治

同 角田 健太郎

監査概況

一、国税対象者に対する課税は、国税基準額に課税するので比較的容易であるが、対象外者に対する個人事業

税の賦課に当り自主決定は税務署の調査表のみに依存してゐるので独自の経済所得調査を行い課税の適正と均衡に一層努力されたい。

また特別徴収義務者の申告納税に対し夜間検税を行い更正決定しているがその場合基礎資料がなく経過が不明であるので更正決定の根拠となる資料を整備して置くべきである。

二、十二月末現在における賦課徴収状況は、課税総額二億九百三十四万余円で前年同期に比較し二百二十七万余円増加し、これに対する徴収成績は収入済額一億四千一百八十六万余円(徴収率六七、七六%)で、前年同期に比し五百万余円上昇し何れも増収を図つてゐるが一面滞納繰越分の整理については鳥取大火の影響を受け遅々としてゐるので罹災納税者に対する整理について根本的対策が必要と認められた。

三、十二月末現在における未納繰越額は、二千六百二十五万余円であつてその整理状況は四百九十二万余円

(徴収率二〇、四八%)で徴収成績は余り振るつてゐないので一層徴収確保に努力すべきである。なお国税徴収法第十二条の適用による二十八年度までに執行停止したものが九百十二万余円あるが、これらの中には徴税上の事項が充分確認されず、徴収不能として停止処分を行つてゐるものも見受けられるので留意されたい。

四、十二月末現在の入場税、収入未済額は一千一百四十万餘圓であつてこのうち、七百九十一万餘圓は常設館の大口滞納であつて分納を認め整理しつつあるも一層整理に努力すべきである。